

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

平成31年3月28日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 野 口 哲 男

同 高 森 克 史

1 教育政策課

監査実施期間 平成29年4月14日から平成29年5月22日まで

(1) 別府商業高等学校の閉校に伴う備品の処分等について

財務会計システムによる備品一覧と現物とを照合したところ、事務手続を行わずに所管換及び廃棄処分を行っているものが見受けられたので、別府市物品取扱規則に基づき事務手続を速やかに行われたい。

(措置結果)

事務手続を行わずに所管換及び廃棄手続を行った物品については、別府市物品取扱規則に基づき適切に事務処理を行った。

(2) 学校用務員の公務旅行における自家用車使用について

学校用務員が公務旅行に自家用車を使用する場合の事務について確認したところ、使用する自家用車の登録を受けていない事例、旅行命令権者の承認を受けずに自家用車を使用している事例等が見受けられた。

公務旅行に自家用車を使用する場合は、別府市職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領等に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

監査結果を校長会で説明した後、再度、各学校長宛て文書により適正な事務処理の徹底を指導した。

さらに監査の際に指摘があった学校については、上記指導に加え、口頭により個別指導を行った。

2 社会教育課

監査実施期間 平成29年4月14日から平成29年5月22日まで

(1) 公の施設の指定管理について

ア 基本協定書等に基づく事務処理について

指定管理者制度を導入している公の施設の管理に関する事務について確認したところ、指定管理者に無償貸与している物品の管理状況の確認、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に沿った指定管理業務の実施状況

の確認及び評価を実施していない事例が見受けられた。

公の施設を指定管理者制度により管理するに当たっては、基本協定書に基づき適正に事務処理するとともに、指定管理者に対して適切な指導及び監督を行われたい。

(措置結果)

指定管理者に無償貸与している物品の管理状況については、平成30年7月に指定管理者立会いのもと物品の確認作業を実施した。

指定管理業務の実施状況の確認については、平成30年2月及び11月にモニタリング調査を実施し、別府市指定管理者制度運用ガイドラインによるチェックシートを作成し、指定管理者に改善措置の指導を行った。また、ガイドラインに基づき、指定管理者の管理運営に対する評価シートを作成し、平成29年度分実施状況の評価を行った。

イ 使用料の減免について

自動販売機等の設置に係る使用料を別府市行政財産使用料減免規則第2条第4号の規定により免除しているが、他の公の施設との間で均衡を失うことがないよう適切に取り扱われたい。

(措置結果)

平成31年度からの指定管理者公募における指定管理業務仕様書において、自動販売機等の設置に係る使用料の徴収について明記した。

(2) 補助金の交付事務について

補助金制度の運用は、別府市補助金等交付指針により行うこととされているが、関係書類を確認したところ、補助金の額の算定方法を定めていない事例、補助金の見直し年限を設定していない事例、補助効果を確認していない事例等が見受けられた。

補助金を交付するに当たっては、別府市補助金等交付規則に基づき事務を行うことはもとより、公金ということを十分認識した上で、別府市補助金等交付指針に従い適正に事務処理されたい。

(措置結果)

平成29年度より、別府市補助金等交付指針に基づき、補助金の交付団体には補

助金等成果目標設定及び成果報告書を提出させ、事業の内容、事業効果等を十分に検証し、適正な事務処理に努めた。

3 スポーツ健康課

監査実施期間 平成29年4月14日から平成29年5月22日まで

(1) 公の施設の指定管理に関する基本協定書等に基づく事務処理について

指定管理者制度を導入している公の施設の管理に関する事務について確認したところ、指定管理者に無償貸与している物品の管理状況の確認、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に沿った指定管理業務の実施状況の確認及び評価を実施していない事例が見受けられた。

公の施設を指定管理者制度により管理するに当たっては、基本協定書に基づき適正に事務処理するとともに、指定管理者に対して適切な指導及び監督を行われたい。

(措置結果)

無償貸与している物品の管理状況の確認を行い、今後は定期的に管理状況の確認を行うことを指定管理者と確認した。また、別府市指定管理者制度運用ガイドラインにより、平成29年度の指定管理業務の実施状況の確認及び評価を実施し、指定管理者に対して必要に応じて適切な指導及び監督を行った。

(2) 補助金の交付事務について

補助金制度の運用は、別府市補助金等交付指針により行うこととされているが、関係書類を確認したところ、補助金の額の算定方法を定めていない事例、補助金の見直し年限を設定していない事例、補助効果を確認していない事例等が見受けられた。

補助金を交付するに当たっては、別府市補助金等交付規則に基づき事務を行うことはもとより、公金ということをも十分認識した上で、別府市補助金等交付指針に従い適正に事務処理されたい。

(措置結果)

別府市補助金等交付指針に基づき、補助金交付団体には補助金成果目標設定書及び成果報告書の提出を求め、事業の内容、効果等を審査した。

4 自治振興課

監査実施期間 平成29年9月1日から平成29年11月30日まで

(1) 現金取扱事務について

現金取扱事務については、一部使用料の積算誤り、領収証書の誤った訂正が見受けられた。条例等関係法令に基づき事務処理されたい。

また、つり銭など現金の確認については可能な限り複数人で行われたい。

(措置結果)

別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例に基づく積算とし、不足分を適正に処理した。

領収証書の訂正については、別府市会計事務規則第138条に基づき、適正に訂正した。

また、つり銭等の確認の際には複数人で確認するようにした。

(2) 公有財産の管理について

自動販売機設置場所として建物の一部を貸付けしているが、公有財産貸付台帳が整備されていなかった。別府市公有財産規則に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

公有財産貸付台帳を整備し、別府市公有財産規則に基づき、適正に事務処理した。

5 福祉政策課

監査実施期間 平成29年11月30日から平成30年3月28日まで

(1) 現金取扱事務について

指定管理者における公金収納事務において、利用者に対し別府市会計事務規則に基づいた領収証書を交付していなかった。関係法令に基づき事務処理されたい。

(措置結果)

指定管理者における公金収入事務について見直しを行い、利用者に対し別府市会計事務規則に基づく領収証書を交付するよう指導するなど、適切な事務処理を行った。

(2) 別府市社会福祉協議会への助成について

別府市社会福祉法人の助成の手続に関する条例には、別府市から助成を受けようとする場合、その申請には貸借対照表や財産目録を添えるよう規定されているが添えられていなかった。条例等に基づき事務処理されたい。

また、社会福祉法には、「社会福祉法人は、自主的にその経営基盤の強化を図らなければならない。」と規定されており、現在、別府市社会福祉協議会においては組織体制の強化、財政基盤の整備及び経営改善を行うための行動計画を策定中であり、法人の運営事業活動について会費収入につながる個人会員や賛助会員の確保、各事業の黒字化に努めるよう指導されたい。

(措置結果)

平成30年度の申請から貸借対照表や財産目録を添付するなど適切な事務処理を行っている。また、社会福祉協議会に対し、会費収入につながる取組及び各種事業の黒字化に務めるように指導した。

6 ひと・くらし支援課

監査実施期間 平成29年11月30日から平成30年3月28日まで

(1) 郵便切手等の管理について

郵便切手は、金券であり換金性も高いことから別府市文書管理規程で受払補助簿による受払いが規定されているが、適切とは言えない取扱いが見られた。別府市文書管理規程に基づき適正に管理されたい。

(措置結果)

郵便切手の取扱いについては、別府市文書管理規程に基づく郵便切手・はがき受払補助簿による受払いを徹底した。

(2) 生活保護費に係る返還金等の債権管理について

生活保護費に係る返還金等が発生した場合、債務者に対し納入の通知を行い、滞納者には督促その他の時効中断措置を採るなど適正な債権管理を行われたい。

また、債務者が死亡した場合には相続関係の調査を行い、相続人に対し相続の意思を確認し債務履行や相続放棄申述などを指導されたい。

(措置結果)

生活保護に係る返還金等が発生した場合、債務者に対し、適宜、納付書を送付し、納入を通知している。滞納者については、債権管理台帳により滞納状況を把握し、督促状を送付した。

また、債務者が死亡した時点で、相続人と連絡が取れるケースについては、ケースワーカーが相続の意思を確認し、債務履行や相続放棄申述書の提出を指導している。

連絡がとれないケースについては戸籍調査を行い、相続人の把握及び接触に努めている。

7 障害福祉課

監査実施期間 平成29年11月30日から平成30年3月28日まで

(1) 地域生活援助事業について

地域生活援助事業の契約において、予定価格を作成するための積算根拠を明確にされたい。

(措置結果)

平成30年度より予定価格を作成するための積算資料を作成した。

(2) 重度身体障害者リフト付タクシー助成事業について

施設入所者のリフト付タクシー利用券の請求において、入所証明に関する記載がなかった。入所に関する事項を記載するよう指導されたい。

また、リフト付タクシー利用券について受払簿が整備されておらず、保管についても課内の施錠できる場所に保管されたい。

(措置結果)

請求時に入所証明の記載を行うように改めた。

また、受払簿を整備し、リフト付タクシー利用券は、施錠可能な場所での保管を徹底した。

(3) 身体障害者生活訓練・福祉機器リサイクル事業委託について

身体障害者生活訓練委託事業において、事業者からの実績報告書において、一部経費区分の不正確な記載が見られた。

福祉機器リサイクル委託事業において、やむを得ない部分もあるが一部再委託が行われていた。仕様書、契約書等の内容を再検討されたい。

(措置結果)

身体障害者生活訓練委託事業の実績報告書において、経費の正確な記載を行うよう改めた。

また、福祉機器リサイクル委託事業において、契約書を実態に即した内容に改めた。

8 子育て支援課

監査実施期間 平成29年11月30日から平成30年3月28日まで

(1) 公有財産の管理について

保育園用地として社会福祉法人と使用貸借契約を結んでいる土地について面積の変更があったにもかかわらず変更契約が結ばれていなかった。速やかに変更契約されたい。

(措置結果)

平成31年第1回市議会定例会において、正しい面積にて市有地の貸付けの議決を受けることにより対応した。

(2) 児童福祉施設併設型民間児童館事業委託料について

受託者からの提出文書については、別府市文書管理規程に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

受託者からの提出文書については、別府市文書管理規程に基づき文書收受等の事務処理を適正に行った。今後も引き続き適正な事務処理に努める。

9 高齢者福祉課

監査実施期間 平成29年11月30日から平成30年3月28日まで

(1) 現金取扱事務について

「高齢者半額バス回数券」の販売において、現金を扱うにもかかわらず分任出納

員の任命を受けていなかった。別府市会計事務規則に基づき事務処理されたい。

(措置結果)

別府市会計事務規則の規定に基づき、当該事務について分任出納員を置き、分任出納員の証を発行した。

(2) 公有財産の管理について

ゲートボール用地について財産区分が不明確な取扱いが見られた。別府市公有財産規則等に基づき事務処理されたい。

(措置結果)

ゲートボール用地の財産区分について普通財産から行政財産に変更し、財産台帳を正しい区分に整理した。

(3) 郵便切手等の管理について

郵便切手は、金券であり換金性も高いことから別府市文書管理規程で受払補助簿による受払いが規定されているが、適切とはいえない取扱いが見られた。別府市文書管理規程に基づき適正に管理されたい。

(措置結果)

文書管理規程に基づく郵便切手・はがき受払補助簿による受払い及び管理をすよう徹底した。

(4) 地域包括支援センター包括的支援業務委託料について

包括的支援事業等委託契約書で提出が必要とされている収支決算書等の記載について正確性を欠く部分があった。契約内容に則した適正な作成、統一的な支出の取扱いが行われるよう各センターを指導されたい。

(措置結果)

平成29年度分の実績報告より、報告様式を一部変更し、市からの委託料収入が包括的支援事業等委託契約書に定める業務に適切に使用されていることが明確に判断できる様式に変更した。

10 健康づくり推進課

監査実施期間 平成29年11月30日から平成30年3月28日まで

(1) 郵便切手等の管理について

郵便切手は、金券であり換金性も高いことから別府市文書管理規程で受払補助簿による受払いが規定されているが、適切とはいえない取扱いが見られた。別府市文書管理規程に基づき適正に管理されたい。

(措置結果)

別府市文書管理規程に規定する郵便切手・はがき受払補助簿による適切な管理を徹底し、在庫確認においても複数人で確認することとした。

(2) 不妊治療費助成金について

別府市不妊治療費助成金交付要綱では、助成対象者について、引き続き1年以上別府市の住民基本台帳に登録されていることが要件とされているが、申請日において同一年度内であれば、転入後1年未経過の不妊治療であっても助成対象としているため、転入日によっては不平等な取扱いが生じる可能性があると考えられる。公平な取扱いについて検討されたい。

また、助成金の交付については不適正な端数処理が見受けられた。別府市不妊治療費助成金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

別府市不妊治療費助成金交付要綱を改正し、転入日による不平等が生じない取扱いとした。

また、助成金交付の端数処理については直ちに戻入処理を行うとともに、複数人で確認することとした。